

令和5年度における野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業の実施に係る公募要領

1 総則

令和5年度における野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業の実施に係る公募の実施については、この要領に定めるところによるものとする。

2 公募対象事業

公募の対象となる事業は、令和5年度野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業（以下「本事業」という。）とし、その概要は別紙1に定めるところとする。

3 事業実施期間

事業実施期間は、本事業の補助金交付決定の日から令和6年3月28日までとする。

4 応募者の要件等

（1）応募者の要件

本事業に応募することができる者は、都道府県又は都道府県が構成員として参加している任意団体（会計処理及び意思決定の方法、責任体制等について規約等が整備されているものに限る。以下「都道府県等」という。）であって、別紙1に定める「応募者の要件」のほか、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 本事業を行う具体的計画及び知見を有し、かつ、本事業を的確に実施することができる能力を有する都道府県等であること。
- ② 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する都道府県等であること。

また、本事業への応募に当たっては、当該都道府県等の代表者の承認を得た事業代表者を応募者とし、事業代表者は、事業実施期間中日本国内に居住し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し責任を有する者であることとする。

（2）本事業の対象となる取組の要件

本事業の対象となる取組の要件は、別紙1のとおりとする。

なお、本事業の実施単位は都道府県とし、一つの応募団体において複数の都道府県を事業の実施範囲とすることは妨げないが、事業の基本となる部分を委託して実施することは原則として認めない。

ただし、次に掲げる場合には、本事業の対象とはならない。

- ① 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の府省庁の補助金等の交付を受けている、又は受ける予定がある場合
- ② 本事業による成果について、その利用を制限し、公益の利用に供しない場合

5 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、別紙2のとおりとする。なお、本事業を実施する上で必要性が認められない経費は、補助の対象とはならない。

6 補助金の額

本事業においては、令和4年度補正予算（11,022千円）の範囲内で事業の推進に必要となる経費を別紙2に定める補助率により助成するものとする。

なお、補助金の額については、補助対象経費の精査等により補助金交付申請額から減額する場合があるほか、本事業により収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がある。

7 企画書等の作成等

本事業への応募に当たっては、次に掲げる書類（以下「企画書等」という。）を作成し、提出するものとする。

- (1) 本事業に係る企画書（別紙様式1）
- (2) 実施計画書（応募者に関する事項）（別紙様式2）
- (3) 実施計画書（提案内容に関する事項）（別紙様式3）
- (4) 応募者の概要が分かる資料（応募者が都道府県の場合は不要）

（団体の概要、定款・規則、役員名簿、過去3年分の決算書等（様式自由、既に提出したことがある資料は省略可能））

8 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限：令和5年6月8日（木曜日）17時（必着）
- (2) 企画書等の提出先及び事業の内容等に関する問合せ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話 03-3502-8111（内線）4583

農林水産省消費・安全局動物衛生課野生動物対策班（北別館6階ドアNo.606）

メールアドレス：wildboar@maff.go.jp

- (3) 提出部数

本事業に係る企画書	4部
実施計画書（応募者に関する事項）	4部
実施計画書（提案内容に関する事項）	4部
提出者の概要が分かる資料	1部

（団体の概要、定款・規則、役員名簿、過去3年分の決算書等）

- ・上記全てについて、(2)で指定の住所に郵送するとともに、指定のメールアドレス宛送付すること。

- (4) 提出に当たっての注意事項

- ・提出した企画書等は、変更又は取消しができないこと。
- ・企画書等に虚偽の記載をした場合には、無効となること。
- ・応募者の要件を満たさない者が提出した企画書等は、無効となること。
- ・企画書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とすること。

9 事業実施主体の採択

(1) 審査の方法

本事業の実施主体の採択に当たっては、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）において応募者の要件を満たすことを確認した後、外部有識者で構成する「令和4年度野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業に係る審査・選定委員会」（以下「審査委員会」という。）において（3）の審査の観点に基づき審査する。

なお、審査は、非公開で実施する。

(2) 審査手順

審査は、以下の手順により実施する。

① 書類確認

提出された企画書等について、動物衛生課において、応募者の要件及び企画書等の内容について確認し、必要に応じて問合せを実施する。

なお、応募者の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外する。

② 書類審査

審査委員会において、書類審査を実施する。

③ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会において、応募者に対するヒアリング審査を実施する。ヒアリング審査を実施する場合には、開催場所、説明時間、出席者数の制限等について、別途連絡する。

上記により連絡を受けた応募者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

なお、ヒアリング審査に出席しなかった場合には、辞退したものとみなす。

④ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施する。

(3) 審査の観点

審査委員会においては、次に掲げる項目を評価し、総合的に判断するものとする。

なお、企画書等の提出から過去３年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施体制の妥当性の審査においてその事実を考慮するものとする。

① 国の支援の妥当性

- ・申請内容は、本事業の目的に沿ったものであるか。

② 実施計画書の妥当性

- ・実施計画書における取組内容は適切か。
- ・本事業を的確に実施するために妥当な計画か。
- ・本事業を効率的に実施するための工夫があるか。
- ・予算計画は、妥当なものとなっているか。

③ 申請経費の妥当性

- ・申請経費は、本事業を実施する上で必要不可欠なものであり、妥当かつ効率的なものか。
- ・他の経費で措置されることがふさわしい内容となっていないか。

④ 事業実施体制の妥当性

- ・本事業を的確に実施するために必要な実施体制、役割分担及び責任体制が明確になっているか。
- ・本事業を的確に実施するために十分な事業管理能力があるか。
- ・事業の実施に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有しているか。
- ・過去３年間に交付決定取消の原因となる行為はないか。

（４）審査結果の通知等

審査の結果（採択及び不採択）については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募者に対し通知する。

なお、採択された実施計画書については、事業の実施に当たって検討すべき事項や遵守すべき事項等の意見が付されるほか、補助対象経費の額について査定する場合がある。

10 事業実施主体に係る責務等

審査の結果、本事業の実施主体となった都道府県等（以下「事業実施主体」という。）は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の事項に留意するものとする。

（１）事業の推進

事業実施主体は、本事業全体の進行管理、本事業の成果の公表等、本事業の推進全般についての責任を有する。

（２）補助金の交付申請等

事業実施主体は、「食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱」（以下「要綱」という。）に定めるところにより要綱別記様式第１号による交付申請書を要綱別表２の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める交付決定者（以下「交付決定者」という。）宛てに提出し、当該交付決定者からの補助金の交付決定を受けて本事業を実施するものとする。

なお、補助金の交付決定に当たっては、採択時に示された審査委員会の意見等に基づいて実施計画書の内容の修正を指示する場合があるほか、補助対象経費の額については、この修正等を踏まえ査定する場合がある。

（３）補助金等の経理管理

- ① 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、適正に執行するものとする。
- ② 交付決定者においては、要綱に定めるところにより事業実施主体から提出された要綱別記様式第７号による実績報告書を審査の上、本事業が適正に執行されたことを確認し、補助金の額を確定する。審査結果によっては、補助金を減額する場合がある。
- ③ 補助金の交付を受けるまでは、事業実施主体による立て替えで対応するものとする。
- ④ 事業実施主体は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を本事業の終了後５年間保存するものとする。

（４）人件費の算定等

本事業における人件費の算定等に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成２２年９月２７日付け２２経第９６０号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

（５）取得財産の管理

補助金により購入する設備機器等の所有権は、事業実施主体に帰属する。ただし、補助金の執行の適正化の観点から、本事業以外の目的に使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供すること等の処分に関する制限がある。

（６）知的財産権の帰属等

本事業の成果により発生した知的財産権は、事業実施主体に帰属する。ただし、事業実施主体は、当該知的財産権の特許出願等に際しては、事前に動物衛生課への報告を行うものとする。

（７）収益状況の報告及び収益納付

本事業による成果の実用化又は知的財産権の譲渡等により収益を得たことが認められた場合には、交付した補助金の額を限度として、その収益の全部又は一部を国に納付させることがある。

(8) 事業成果等の報告

本事業による成果については、事業実施主体は、本事業の終了後に、農林水産省消費・安全局長に対し、必要な報告を行うものとする。また、当該事業成果については、事業報告書等による公表のほか、広く普及・啓発に努めるものとする。

なお、新聞、図書、雑誌等への事業成果の公表に際しては、農林水産省の補助事業であることを必ず明記し、また、公表した資料を動物衛生課に提出するものとする。

(9) 事業の委託

第三者に委託することが必要かつ合理的であると認められる場合に限り、本事業の一部を第三者に委託して行わせることができる。

ただし、本事業の基本となる部分を委託して実施することは認めない。

なお、第三者に委託する場合、企画書等に委託先及び委託内容等について記載することとし、事業実施期間中に要綱に定める重要な変更が生じる場合もこれに準ずることとする。

(10) 守秘義務

事業実施主体は、本事業の実施により得られた個人情報等の秘密について、本事業の実施後も含め、他に漏らしてはならない。

(11) その他

申請内容に偽りがあった場合には、採択を取り消す場合がある。

(別紙1)

公募対象事業（野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業）の概要

公募対象事業	応募者の要件	本事業の対象となる取組の要件	補助率	補助対象経費
野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業 (連絡先) 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課野生動物対策班 Tel03-3502-8111 内線 4583	本事業に関する知見を有する者であって、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有するとともに、本事業を的確に実施することができる能力を有する都道府県等であること。	本事業は、我が国における野生動物間での家畜疾病の感染予防及びまん延防止の対策の実施に必要な人材の育成・強化を目的として、野生動物を対象とした防疫体制の整備を推進するものであり、公募の対象となる取組及びその要件は以下のとおりとする。 1 都道府県活動支援 野生動物の生息域における防疫体制の向上を図るため、地域の狩猟者や森林作業員などの山林関係者と家畜衛生関係者との連携体制を構築に必要な経費を支援する。 なお、補助対象経費、補助率は別紙2のとおりとする。 2 実地演習支援 交差汚染防止技術や野生動物の死体の適切な処理（埋置、焼却、発酵消毒）等の実地演習の実施より、野生動物を対象とした防疫対策に資する人材の育成・強化に必要な経費を支援す	1/2 以内 1/2 以内	会場借料、旅費、諸謝金、薬品費、印刷製本費、通信運搬費、賃金、消耗品費、賃借料、その他本事業に必要な経費

		る。(実地演習に先立ち実施する机上演習を含むものとする。) なお、補助対象経費、補助率は別紙２のとおりとする。 ３ 事業の要件 (１) 事業実施主体 都道府県又は都道府県が構成員となっている協議会とする。 なお、都道府県域を超えて、広域で連携し、本事業に取り組む場合は該当する都道府県が構成員となっている協議会を事業実施主体とすることができる。 (２) 野生動物 本事業において対象とする野生動物はイノシシとする。 (３) 家畜疾病 本事業において対象とする家畜疾病はアフリカ豚熱とする。		
--	--	--	--	--

(別紙 2)

野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業の補助対象経費及び補助率について

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 都道府県活動支援	事業実施主体が実施する山林内作業者等との連携体制の構築に要する経費	1 / 2 以内
2 実地演習支援	事業実施主体が行う実地演習に要する経費	1 / 2 以内